

貝塚市市民緑地設置管理計画認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第60条第1項及び第61条第1項に規定する市民緑地設置管理計画（以下「計画」という。）の認定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第60条第1項の規定により計画の認定を申請しようとする者は、市民緑地設置管理計画認定申請書（様式第1号）に次の図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 面積算出表
- (5) 立面図及び断面図
- (6) 緑化面積求積図
- (7) その他必要な図書

(計画の認定)

第3条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、当該申請に係る計画の認定の可否を決定し、その旨を市民緑地設置管理計画（変更）認定通知書（様式第2号）又は市民緑地設置管理計画（変更）不認定通知書（様式第3号）により、申請者に対して通知するものとする。

(計画の変更)

第4条 法第61条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、法第62条第1項の規定による当該認定を受けた計画の変更をしようとするときは、市民緑地設置管理計画変更認定申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の計画の変更の認定について準用する。

(市民緑地の設置及び管理状況の報告)

第5条 法第63条の規定による報告は、市民緑地の設置に係るものにあっては当該設置完了後速やかに、管理の状況に係るものにあっては事業年度終了後3月以内に、市民緑地設置管理状況報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

(改善命令等)

第6条 法第64条の規定による改善に必要な措置の命令（以下「改善命令」という。）は、市民緑地改善命令書（様式第6号）により行うものとする。

2 認定事業者は、改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、改善措置完了後速やかに市民緑地改善報告書（様式第7号）に改善の状況が分かる書類及び写真を添付して市長に提出し、措置の内容を報告しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 法第65条の規定による計画の認定の取消しは、市民緑地設置管理計画認定取消書（様式第7号）により行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、計画の認定の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。